

令和元年6月14日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03253

研究課題名(和文) 近世都市・江戸の行政法規と実務役人の機能に関する研究

研究課題名(英文) Research on Administrative Law in Early Modern City of Edo Period and the Function of Practical Government Officials

研究代表者

坂本 忠久 (SAKAMOTO, TADAHISA)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：60241931

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：近世の都市法に関しては、従来「町触」が主な研究の分析対象とされ、「行政法規」についてはその重要性にもかかわらず省みられることはほとんどなかった。本研究においては、「町触」の内容とともに、「行政法規」を「町触」と関連づけて考察し、新たに位置づけることにより、都市法制全体のあり方についても新たな角度から光を当てたものである。上記の手法により、他の代表的な都市である京都、大坂(大阪)等における都市法の比較の素材としても有益な情報を提供できたものと思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世社会において広範に存在した実務役人の機能については、都市法に関係する領域に止まらず、近世社会においてその果たした役割の具体的な検証については、これまでほとんどなされていなかった。本研究においては、都市法における「行政法規」の内容と実務役人の機能を関連づけて理解することによって、実務役人の機能を客観的に評価することが可能になり、既に長い研究史上の蓄積があるヨーロッパ諸国における中・近世の都市法をめぐる研究に対しても有効な提言ができたものと確信するものである。

研究成果の概要(英文)：About City rights in early modern times, 'Machibure(law for the townspeople)' was so far the main analysis subject for researchers, but 'Administrative Law' was rarely researched even though it is also the important analysis subject. The purpose of my research is to consider 'Administrative Law' by relating 'Machibure' with viewing the detail of 'Machibure', and newly position 'Administrative Law' and shine the light of the way of the whole of the legal system of City rights from the new angle. By the procedure above, I could provide beneficial information as research materials for the comparative researching of City rights in the other representative early modern cities such as Kyoto and Osaka.

研究分野：基礎法学

キーワード：江戸 都市法 行政法規 実務役人 町触

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者は、これまで近世都市・江戸の都市法とその構造について分析を進めてきたものであるが、その研究内容は次のような特色を有するものであった。第一に、近世都市・江戸を考察の対象として、「都市法」の実態そのものを明らかにした点である。それまでの研究においては、都市法自体の特質に迫ったり、あるいはその具体的な分析を試みようとする研究は質量ともに不十分な状況であったが、この点を克服しようと企図したものである。

第二に、江戸の都市法を分析の対象としながら、いわゆる「町触」のみでなく、与力・町年寄と町役人等に代表される役人の間で伝達されている「行政法規」についても同時に視野に入れて分析を行った点である。この点により、都市法の運用や施行という局面においてより多角的に分析したものである。

本研究においては、上記の手法をさらに発展させ、また分析対象を一段と広げることにより、江戸の都市法における「行政法規」の成り立ちの特色や同時にその際果たした実務役人の具体的な機能について明らかにすることを目的としたものである。

2. 研究の目的

本研究は、近世最大の都市である江戸を考察の対象とし、都市法についていわゆる「町触」だけではなく、行政法規、行政規則も合わせて分析の対象に据えることにより、これまでその多くは不明であった都市法に関する様々な実態を明らかにすることを目的とするものである。また、その際に、与力、町年寄、町役人等の実務役人の果たした役割を射程に入れることにより、都市法の運用の具体的なあり方を示すことを通して、近世都市社会における行政手続きの特質と実務役人の機能について新たに位置づけ直すことを試みたものである。

そして、近世における代表的な都市である京都、大坂や他の主要な城下町に関する研究に対しても、比較の素材を提供することを同時に目的としたものである。

3. 研究の方法

本研究では、江戸の都市法のなかでも「行政法規」を中心として、既刊の史料集を収集・分析するとともに、東京周辺の多くの図書館等に断片的に所蔵されている未刊の史料の内、従来注目されていなかったものについて史料調査を実施し可能な限り網羅的に収集する、収集した都市法のなかでも「行政法規」の運用に関して実務役人がどのような役割を果たしていたのかについて分析する、「行政法規」の内容を的確におさえた上で実務役人の実際の機能を示すことにより、都市法制における行政手続きの展開のあり方について再定置を試みる、という三段階からなる研究の方法を採用した。

4. 研究成果

上記のような研究の方法により、近世都市・江戸における都市法、行政法規や行政規則、実務役人の具体的な機能について、これまでの関連する研究においてはほとんど不明であった重要な論点とその実態のあり様を新たに発見することができ、その成果として下記の学術論文を公表することができた。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文]

1 坂本忠久「近世江戸の都市行政と法の世界(上) 「記事条例」における「欠落」「久離」等の

記録を手掛かりとして 」（『法学』81 巻 4 号、2017 年 10 月）、査読無
2 同「近世江戸の都市行政と法の世界(下) 「記事条例」における「欠落」「久離」等の記録を
手掛かりとして 」（『法学』81 巻 5 号、2017 年 12 月）、査読無

〔雑誌論文〕(計 2 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。